

ハスクバーナ・グループ 制限物質リスト (RML)

バージョン 14.0

2023年4月承認



本文書はハスクバーナ・グループの会社に部品を供給するすべてのサプライヤーに適用されます。

最新版は [Husqvarna Purchase](#) で提供されます。

<http://corporate.husqvarna.com/purchase/en/restricted-material-list-rml>

1 変更履歴

表 1.本文書の変更履歴

変更	適用年月
報告の義務がある物質を明確化しました。	2023年4月
文書化の検査がない場合を明確化する、5.1を追加しました。	2023年4月
「フランスの MOAH および MOSH に関する規制」を表 3. 規制と指令のリストに追加しました。	2023年4月
要件より「内部物質要件」を削除しました。	2022年3月
表 3. 規制と指令のリストに有害物質規制法 (TSCA) を追加しました。	2021年5月
完全材料宣誓書に関する要件を規定しました (項 7.1.3)。	2021年5月
報告の義務がある物質の宣言フォーマットを明確化しました (項 7.2.3)。	2021年5月
(RML 2020 の添付資料であった) SCIP 要件を本文書に記載しました。	2021年5月
物質および混合物のその他の要件を記載しました (項 9.6)。	2021年5月
本文書の文法および語句を一部変更しました。	2020年2月
表 3. 規制と指令のリストに米国の包装材重金属規制を追加しました (項 7.1.5)。	2020年2月
表 3. 規制と指令のリストに新しい POPs 条約を反映しました (項 7.1.5)。	2020年2月
酸化型分解性プラスチックの禁止を追加しました (項 8.5)。	2020年2月
形式の変更	2019年1月
禁止または制限物質、報告の義務がある物質、および内部物質の要件を分離しました。	2019年1月
物質参照テーブルを別の文書に移動しました。	2019年1月
報告に関する情報を更新しました。	2019年1月
サプライヤーのプロセス要件を更新しました。	2019年1月
新しい追加要件	2019年1月
形式の変更	2017年9月
材料宣誓書と宣誓書の収集に関する新たな要件	2017年9月
サプライヤーのプロセス要件	2017年9月

2 定義

表 2.本文書における定義

定義	説明
成形品	生産中に、特別な形状、表面、またはデザインを通して、化学成分以上の機能を与えられた物。
均質材料	全体にわたって均一な組成の 1 つの材料、または材料の組み合わせで構成されており、ネジの取り外し、切断、粉碎、摩砕、研削などの工程により機械的に別々の物質に分離することのできない部品または材料。
意図的に添加	特定の機能を達成する目的での物質の意図的な使用。サプライチェーンのどの過程においても、意図的に追加された場合、その物質は意図的に添加されたものとみなされます。
酸化型分解性プラスチック	酸化によってプラスチック素材を微粒子化または化学分解に導く添加物が含有されるプラスチック素材。
包装	原材料から加工品まで、そして生産者からユーザーまたは消費者まで、任意の性質の任意の材料によって作られた物品の収納、保護、出荷、運搬および提示に使用されるあらゆる製品。同じ目的に使用される「返品不可能」な品も包装とみなされます。
SCIP データベース	廃棄物枠組指令 (WFD) に基づいて適用される、成形品または複雑な物品 (製品) 内の高懸念物質関連情報を保管するためのデータベース。
物質および混合物	物質とは、自然状態のまたは製造工程によって得られる化学元素とその化合物を指します。 混合物とは、2 種以上の物質からなる混合物または溶液を指します。「成形品」の定義と比較してください。
高懸念物質 (SVHC)	この情報は、ハスクバーナ・グループの製品に使用される SVHC 物質について顧客に開示すると共に、2021 年 1 月以降から ECHA の廃棄物データベース (SCIP) に情報を提供するために用いられます。本文書の項 8 を参照してください。SVHC の情報は、部品構成の中で最も小さい成形品の単位で記載する必要があります (一度成形品となったものは成形品であり続ける)。物質参照リストについては、リンクをクリックしてください。

3 はじめに

ハスクバーナ・グループは、製品内および工程において使用される有害化学物質の量を最小限に抑えることを意図しています。制限物質リスト（RML）は、ハスクバーナ・グループ製品の化学物質コンプライアンスの主たる要件です。

本文書では以下の情報を提供します。

- ハスクバーナが購入する成形品および製品の化学物質含有物に関する契約条件を満たす方法について、サプライヤー、生産業者、輸入業者、および取引業者に提供する情報。
- ハスクバーナ・グループ製品に関連づけられた禁止または制限物質及び報告の義務がある物質リストへのリンク

4 範囲

本文書は、製品に組み込まれるコンポーネント（半製品および調達製品、部品、材料、および包装を含む）に含有される化学物質に対する要件を定めたもので、材料、調整物、添加物、カラーバッチなど、ハスクバーナ・グループにより使用されるすべての供給品に適用されます。

制限物質リストに記載された化学物質は、成形品または均質材料に規定最大閾値まで含有されることを許容されます。最も厳格な現地法と RML が優先されます。

RML に禁止または制限物質として記載されている化学物質、あるいは規定の閾値を超過するレベルの化学物質を含有する製品は、ハスクバーナ・グループに供給することはできず、ハスクバーナ・グループはそれを拒否することができます。

特定の製品内に単に不純物として含有されている化学物質は (i) その含有量がきわめて低く、(ii) ハスクバーナ・グループがそれを承認している場合、ハスクバーナにより容認されます。閾値は、法的要件と関係なく守られなければなりません。

適用除外が記載されている場合は、指定された内容に対してのみ有効です。

5 違反に対する制裁措置

禁止または制限物質がサプライヤーからの納入品から検出された場合、あるいはハスクバーナ・グループの製品に含有されていた場合、サプライヤーは、そのような違反の結果として、あるいはそれに起因してハスクバーナ・グループが被るあらゆる損害または損失に対してハスクバーナ・グループに補償し、ハスクバーナ・グループに何らの損害も与えないことに同意するものとします。ハスクバーナ・グループは、ハスクバーナを通じて実施されハスクバーナにより承認された必要な措置が講じられるまで、適切な措置をとる権利を有します。

5.1 文書が不十分な場合の検査

ハスクバーナは、本文書に記載されている要件にしたがって不足している文書について、サプライヤーの費用負担で認定検査機関での検査を行うために、サンプルを送付する権利を留保します。サプライヤーは、この要件が実施される前に、いくつかの注意喚起と最終警告が求められます。詳細については、[サプライヤーの管理費および返金](#)をご覧ください。

6 RML の適用

RML は、各購入注文書に含まれていない場合であっても、すべての供給契約の一体を成す部分です。購買組織は、サプライヤーに対する関連情報の提供を徹底します。ハスクバーナ・グループとの購買契約に署名することにより、署名者は要件と制限を遵守することが義務付けられます。

7 要件

7.1 禁止または制限物質

7.1.1 要件

禁止または制限物質とは、販売禁止の対象となる物質です。これらの物質は、均質材料または成形品に規定の閾値を超えて含有されることが禁止されています。発効日において規制要件に適合するために、ハスクバーナにおける有効期限がある物質は、所定の日付以降は提示できません。物質参照リストについては、[リンク](#)をクリックしてください。

7.1.2 適用除外

適用除外は、所定の規制または指令で許可されている場合にのみ有効です。例として、加工鋼材の鉛に関する EU RoHS の適用除外が挙げられます。適用除外はすべて報告が必要です。

7.1.3 受領可能な文書

受領可能な文書の種類は、次のとおりです。IPC 1752A クラス D フォーマット以外の文書を選択した場合は、規制または指令が変更された際に最新の文書を提出する必要があります。

1. IPC 1752A クラス D に準拠した完全材料宣誓書 (FMD)

推奨されるデータ交換フォーマットです。クラス D の宣言 (完全材料宣誓書) の内容に関するハスクバーナ・グループの要件は次のとおりです。

- 均質材料として宣言される材料は、真に均質なものとします。例えば、めっきを施した部品は、2つの材料として宣言する必要があります。
- 化合物を宣言する場合は、含有されている化学元素の CAS 番号ではなく、化合物固有の CAS 番号を使用する必要があります。たとえば、塩化ナトリウムは、ナトリウムおよび塩素として個別に宣言しないでください。以下の点に注意してください。
 - 合金を宣言する場合は、各元素金属の CAS 番号を使用する必要があります。
 - ポリマーを宣言する場合は、材料の生産に使用される物質の CAS 番号を使用する必要があります。
 - 充填剤、顔料、難燃剤、可塑剤としての添加物を宣言する必要があります。
- 特定材料の正確な含有量を守秘する必要がある場合は、製品重量の 5% までを企業秘密として宣言できます。ハスクバーナの制限物質リストに記載されている、または SVHC として知られている物質は、企業秘密として宣言することはできず、完全材料宣誓書で宣言する必要があります。

2. IPC 1752A クラス A または C に準拠した禁止または制限物質の非存在宣誓書。適用除外物質はすべて報告が必要です。ハスクバーナ・グループは、EU RoHS カテゴリ 6 および 11 の両方の製品を市場に投入するため、両方の製品カテゴリに関する EU RoHS 適用除外を報告するものとします。たとえば、機械加工された鋼材に含まれる鉛については、EU RoHS の適用除外 6 (a) および 6 (a) の両方を宣言するものとします。これは、鉛物質の使用が、定義が若干異なる両方の除外範囲に該当していることを前提としています。

IPC 1752A フォーマットの作成に利用できる文書の例は、次のとおりです。

- GADSL 報告書
- IEC 62474 報告書
- 表 3 に記載されている規制と指令に基づく非存在宣誓書
- テストレポート (サプライヤーの費用負担において、ISO 17025 認定の検査機関によるもの。化学的検査については、ベストプラクティス文書へのリンクを参照してください)
- CLP に準拠した化学物質の安全性データシート

PUBLIC



7.1.4 検証

ハスクバーナ・グループは、上述の文書を検証するために検査報告書の提出を依頼する場合があります。これは購買プロセスで伝達されます。ハスクバーナ・グループは適宜、ランダムに検査を実施します。

表 3.規制と指令のリスト

名称	規制または指令
RoHS	指令 2011/65/EU および改正 2015/863/EU
REACH	規制 (EC) No. 1907/2006
POPs	規制 (EU) No. 2019/1021
包装廃棄物指令	指令 94/62/EC
米国包装材規制	包装材重金属規制
電池指令	指令 2006/66/EC
オゾン層破壊物質	規制 (EC) No. 1005/2009
地球温暖化物質	規制 (EU) No. 517/2014
特定プラスチック製品の環境負荷低減に関わる	指令 (EU) No. 2019/904
有害物質規制法 (TSCA)	15 USC 2601 et seq., 1976
フランスの MOAH および MOSH に関する規制	2022 年 4 月の命令、一般に配布する包装資材及び印刷資材への使用を禁止する鉍物油含有物質

7.2 報告の義務がある物質

7.2.1 要件

報告の義務がある物質とは、ハスクバーナ・グループ製品に影響を与える措置を含む規制プロセスにおいて、特定の閾値を超えて報告することが、法律で義務付けられている物質のことです。これらの物質が規定の閾値を超えた場合に報告することが最低要件とされていますが、経時的に段階的な廃止が可能であれば報告が不要な場合があります。ハスクバーナ・グループブランドは、報告の義務がある物質について、法律よりも厳格な要件を設定することがあります。個々の発注書には、特定の要件が追加される場合があります。

7.2.2 適用除外

報告要件の適用除外はありません。

7.2.3 受領可能な報告

受領可能な文書の種類は、次のとおりです。IPC 1752A クラス D フォーマット以外の文書を選択した場合は、規制または指令が変更された際に最新の文書を提出する必要があります。

1. IPC 1752A クラス D に準拠した**完全材料宣誓書 (FMD)**

推奨されるデータ交換フォーマットです。項 7.1.3 のクラス D の宣言内容に関するハスクバーナ・グループの要件を参照してください。

2. IPC 1752A クラス A または C に準拠した **RML 報告の義務がある物質の非存在宣誓書**。報告の義務がある物質が成形品に含まれている場合、受領可能な宣言フォーマットはクラス C または D のみ (クラス A ではない) ですので、ご注意ください。

IPC 1752A フォーマットの作成に利用できる文書の例は、次のとおりです。

- GADSL 報告書
- IEC 62474 報告書
- REACH 候補物質リストに基づく高懸念物質 (SVHC) の非存在宣誓書
- テストレポート (ISO 17025 認定検査機関によるものが必要であるか、サプライヤーの費用負担で、ハスクバーナ・グループによって実施されます。リスクベース検査は許容されます。化学的検査については、[ベストプラクティス文書](#)のリンクを参照してください。)
- CLP に準拠した化学物質の安全性データシート

8 SCIP 要件

8.1 SCIP とは

SCIP とは、欧州連合の廃棄物枠組指令（WFD）に基づいて適用される、成型品または複雑な物品（製品）内の懸念物質（**SCIP**）に関する情報のデータベースです。

2021 年 1 月 5 日以降、候補物質リストに記載されている高懸念物質（**SVHC**）が重量の 0.1 % の濃度を超えて含まれる成型品を生産、輸入、または供給する企業は、それらの成型品の情報を **SCIP** データベースに提出する必要があります。これらの成型品は、EU 内で生産することも、EU 以外の国から輸入することも可能です。その後、データベース内の情報は、廃棄物処理業者や消費者が利用できるようになります。

8.2 SCIP 要件を満たすための、サプライヤーに対するハスクバーナ・グループの要件

SCIP の情報の一部は、本文書の項 7.2「報告の義務がある物質」に記載されている **SVHC** を宣言することによって報告されます。**SCIP** データベースについては、**SCIP** 要件を満たすために詳細情報が必要です。ハスクバーナに **SVHC** を報告したまたは報告する予定のいずれのサプライヤーも、詳細情報を提供することが求められます。情報の種類は、欧州連合内のサプライヤーかどうかによって異なります。

8.2.1 欧州連合内のサプライヤーからの詳細情報

ハスクバーナ・グループは、重量の 0.1 % の濃度を超える **SVHC** を含むすべての成型品について、EU 内のすべてのサプライヤーに **ECHA SCIP ID** を提出するよう求めています。詳細については、こちらの情報を参照してください：[ECHA のリンク](#)

8.2.2 EU 以外の国のサプライヤーからの詳細情報

欧州連合外に拠点を置くサプライヤーの場合、ハスクバーナ・グループは、重量の 0.1 % の濃度を超える **SVHC** を含むすべての成型品について、次の情報を提出するよう求めています。

- 製品名と部品番号
- その他の成型品識別子（複雑な物品内で成型品を識別する必要がある場合）
- **TARIC** 番号
- 安全な使用についての説明
- 候補物質リストの物質名と **CAS** 番号
- 濃度範囲
- 材料カテゴリ／混合物カテゴリ

成型品が複雑な物品の一部である場合は、複雑な物品内での成型品の関係および成型品の個数を示すために、部品表（**BOM**）が必要です。詳細については、[ECHA のリンク](#)を参照してください。

9 その他の要件

9.1 調達製品または OEM の要件

追加要件は製品仕様書に明記されます。これにより、ISO 17025 認定検査機関による反復検査が必要となる場合があります。

9.2 繊維、衣服、革製品、靴の要件

OEKO-Tex 証明書が推奨されます。図面に明記されている場合、ハスクバーナ・グループでは、成形品全体が Oeko-Tex® 規格 100 により認証されていることが求められています。例えばこれには成形品のジッパー、糸、ボタン、プリントが含まれます。

9.3 放射性物質（金属スクラップ汚染物質を含む）の要件

ハスクバーナ・グループは、放射性物質を許容しません。材料は、格納容器の有無に関わらず、放射性を帯びておらず、放射線源を含まず、また、放射性物質によって汚染されていないものでなければなりません。

9.4 殺生物剤の要件

意図的に添加した殺生物剤はハスクバーナに報告するものとします。

9.5 酸化型分解性プラスチック

酸化型分解性プラスチックから製造された成形品は禁止されます。

9.6 物質および混合物

サプライヤーは、ハスクバーナ・グループに供給される物質および混合物が、ハスクバーナ・グループが指定する市場のすべての現地要件および RML に従っていることを確認するものとします。これには、制限物質、ラベル、パッケージング、通知、および登録が含まれますが、これらに限定されません。サプライヤーは、安全性データシート (SDS) などの必要書類もハスクバーナ・グループに提供するものとします。

10 報告

ハスクバーナ・グループは Total Parts Plus Inc. (以下「TPP」) と契約して、material.declarations@husqvarnagroup.com を通じて材料宣誓書を収集します。TPP は、IPC 1752A データ交換フォーマットによる十分かつ正確な情報の提供に関して、ハスクバーナのサプライヤーに明確な説明を行います。

RML に関する報告書の作成方法は地域やブランドによって異なる可能性があり、購買プロセスで明確に提示されます。

11 サプライヤーのプロセス要件

ハスクバーナ・グループのサプライヤーは、ハスクバーナ・グループの制限物質リスト (RML) に従い、不履行のリスクを軽減することを保証するプロセスを定め、それに従うことが期待されます。サプライヤーにおける RML の順守状況は、サプライヤー化学物質コンプライアンスリスクアセスメントによって把握されます¹。

サプライヤー化学物質コンプライアンスリスクアセスメントの目的は、ハスクバーナ・グループの制限物質リスト (RML) に従ってサプライヤーの供給能力に関する課題を特定し、継続的改善と是正措置を通じて、その課題を解決することにあります。これによる分類の結果は、ビジネスアワードの選考時に考慮される場合があります。この分類は再評価の対象です。

サプライヤー化学物質コンプライアンスリスクアセスメントの実施に役立つ情報源は多数あります。サプライヤーリスクアセスメントは、化学検査の必要性を特定する場合にも使用されます。サプライヤー化学物質コンプライアンスリスクアセスメントに役立つ情報の例：

- RML 要件の管理方法の概要を示した自己査定またはアンケート
- TPP に提出された化学物質コンプライアンス文書の品質
- サプライヤーの化学物質コンプライアンスプロセスまたは手順の品質
サプライヤーが提示できる情報の例：
 - ハスクバーナ・グループの RML における管理責任および役割分担
 - サブサプライヤーのリスクアセスメント
 - サブサプライヤーの現地監査
 - 化学分析または検査
 - サブサプライヤーの化学物質コンプライアンス文書の収集および評価

¹注記：サプライヤー化学物質コンプライアンスリスクアセスメントは、ハスクバーナの専任スペシャリストが直接のメール依頼またはサプライヤーオンボード自己査定により開始し、評価を行います。これは、サプライヤーのハスクバーナ直接連絡先またはハスクバーナ依頼者のみに送付されるものとします。TPP は、材料宣誓書および材料コンプライアンス文書の収集および評価についてのみ契約を結んでいます。